

令和9年度（予約）

奨学金案内

<タイプA>

高校・専修学校高等課程

無利息奨学金



公益財団法人岩手育英奨学会は、優れた生徒で経済的理由により修学に困難があるものに対し、学資の貸与等を行うことにより、社会に有用な人材を育成することを目的としています。

☆ 奨学金は貸与です。卒業後返還することになります。

返還金は、後輩の奨学金として再び活用されます。奨学金を希望する人はこの案内書をよく読み、自分の現在・将来の生活設計に基づき、申込条件・返還方法等を考えて自分で申込みに必要な書類を書き、自分で申し込んでください。（家計の収入等、家族の方に相談しなければ書けないところは、よく相談して書いてください。）

公益財団法人 岩手育英奨学会

公益財団法人岩手育英奨学会では、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）・専修学校高等課程に進学後、奨学金を希望する人に、進学前に予約奨学生（奨学生採用候補者）の募集をしています。

【申込みの条件】

岩手県に住所を有する者の子女で、中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校（以下「**中学校等**」という。）の第3学年（中学校以外は中学校第3学年に相当する学年とする。以下同じ。）であって、令和9年4月に高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）及び会長が別に定める専修学校の高等課程（以下「**高等学校等**」という。）へ進学を希望し、有能な素質を有しながら経済的理由により修学が困難であると認められる者。

学力については、中学校等第1学年から第3学年（最近時まで）の学習成績の評定平均値が3.5以上の者。

家計については、家計支持者（父・母）の収入金額が本会で定める収入基準額以下である者。

採用後、連帯保証人2名（保護者1名と、別世帯で独立した生計を営む保証能力のある62歳以下の方1名 ※非課税世帯は不可）の届出が出来る者。証明書類として「**印鑑登録証明書**」及び「**所得課税証明書（全部記載）**」を添付。

- ◎ 専修学校高等課程は本会の奨学金取扱い校のみです。
- ◎ 外国籍の人は、学校に相談してください。

【奨学金の種類と金額】

貸与月額（予定）

国・公立	自宅月額	18,000円	自宅外月額	23,000円
私立	自宅月額	30,000円	自宅外月額	35,000円

注）自宅外月額の貸与については、進学後学校に相談してください。

【奨学金の貸与期間】

原則として令和9年4月から卒業するまでの正規の標準修業年限です。

【収入のめやす】

（単位：万円）

	給与所得の世帯	給与所得以外の世帯
4人世帯	790	330
5人世帯	832	359

○給与世帯は収入金額（税込）、給与以外の世帯は収入金額から必要経費を引いた金額。

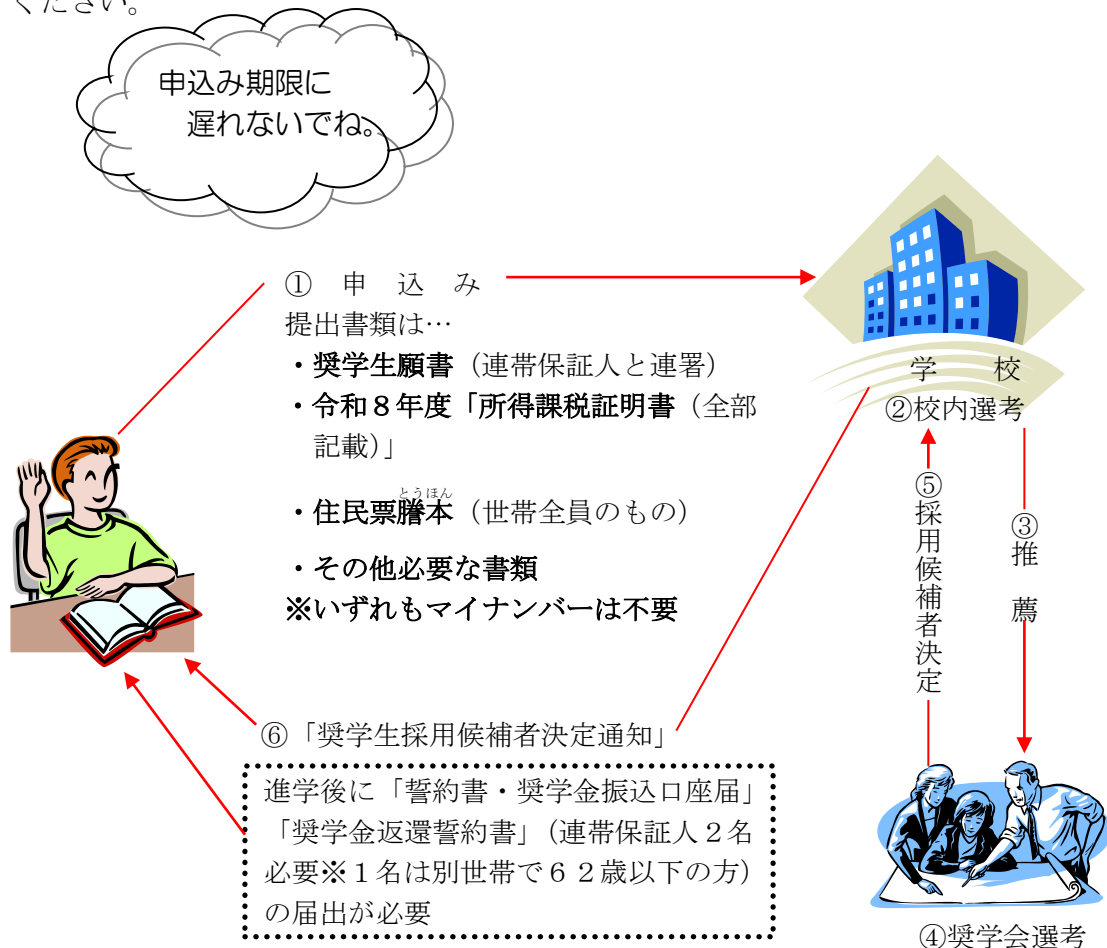
○この金額以上の所得がある場合でも、家庭の事情によっては特別控除ができます。奨学生願書の「所得から差し引かれる金額」欄に該当する項目があれば、学校に相談してください。

【申込みから決定まで】 ☆奨学金に関する手続きはすべて学校を通じて行います。

高等学校・専修学校高等課程予約の選考を行い、奨学生採用候補者を決定します。

申込者が多い場合、前頁の申込みの条件を満たしていても採用枠の関係で採用候補者とならないことがあります。

高等学校等へ進学後も奨学生の募集がありますから、希望を失わずに申込みをしてください。



※進学したときの手続きは「奨学生採用候補者決定通知」でお知らせします。

【奨学生として採用されるためには】

高等学校等へ進学後、入学した学校から交付される「誓約書・奨学金振込口座届」「奨学金返還誓約書」を学校の定めた期日までに提出してください。

また、誓約書には、本人・連帯保証人2名（保護者1名と保護者以外の別世帯で独立した生計を営む保証能力のある62歳以下の方1名。※非課税世帯は不可）の自署・捺印が必要となります。なお、証明書類として印鑑登録証明書及び、所得課税証明書（全部記載）の提出が必要です。（連帯保証人の届けがない場合や、期日までに提出されない場合には、奨学生として採用されず奨学金は受けられなくなります。）

【奨学生になったら】

奨学生としての自覚を持ち、生徒にふさわしい生活態度で、学業に励んでください。また、家計が好転したときは、奨学金を辞退してもらうことになります。

【奨学金の受け取り方法は】

奨学金は、2か月に1回、奨学生本人の口座へ直接振込みとなります。岩手銀行の口座をご用意ください。

【貸与が終了した後は】

奨学金返還誓約書にしたがって返還してください。

奨学金は、先輩からの返還金を直ちに後輩の奨学金として貸与する仕組みとなっています。約束どおり必ず返還してください。

住所変更、氏名変更があった時は、必ず奨学会に連絡をしてください。連帯保証人の住所変更があった時も連絡してください。

【返還するには】

- 卒業後、岩手銀行各支店から口座引落しにより返還することになります。
- 返還方法は「月払い」と「月払いと半年払いの併用」があり、奨学金借用の明細提出時に選びます。

(月払いの返還例：高等学校3年間36か月貸与の場合)

区 分		借入金額	返還回数	返還月額
国・公立	自 宅	648,000 円	108 回	6,000 円
	自宅外	828,000 円	120 回	6,900 円
私 立	自 宅	1,080,000 円	144 回	7,500 円
	自宅外	1,260,000 円	144 回	8,750 円

【返還に困ったときは】

- 卒業後、進学したときや病気・災害・失職等の場合、願い出により一定期間返還が猶予されます。
- 死亡又は精神若しくは身体の障がいにより労働能力を喪失したときは、本人、連帯保証人又は、遺族からの願い出により、状況に応じてその奨学金の返還未済額の全部又は一部の返還を免除されることがあります。
- 卒業後、返還回数、返還月額の変更など返還に困った時は、当会にご相談ください。

★ 在学中のお問い合わせは、必ず在学学校（出身学校）を通じてお願いします。

★ この「奨学金案内」は、令和8年9月現在で記載してありますが、(公財)岩手育英奨学会奨学金貸与規程等が変更された場合には、変更後の規程が適用されます。

公益財団法人岩手育英奨学会

〒020-8570 盛岡市内丸10-1 岩手県教育委員会事務局教育企画室内

電話・FAX 019-623-2050

ホームページアドレス <http://www.iwate21.net/ikuei-syougaku/>

1/3^{\circ}-ジ

4